

栃木県地域生活支援拠点等事例集



ナイチュウ
(とちぎナイスハート推進マスコットキャラクター)

平成 31 (2019) 年 2 月

栃木県保健福祉部障害福祉課

本事例集について

1 作成の目的

地域生活支援拠点等の体制整備については、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 か年を期間とする栃木県障害福祉計画（第 5 期計画）・栃木県障害児福祉計画（第 1 期計画）において、「市町村の区域を基本とし、少なくとも 1 つの地域拠点等の体制を整備。ただし、地域の実情に応じ複数市町による共同実施も可能。」とし、県内 25 市町全てにおいて体制整備することを目標値に掲げています。

県としては、県内の整備済み市町に作成いただいた事例をまとめ、事例集として共有することで、更なる拠点等体制整備促進を図って参ります。

また、整備済み市町におかれましても、他市町の拠点等整備の取組及び現状課題を参考に、必要な機能の更なる充実・強化や新たな機能付加等についての検討に御活用いただきますようお願いいたします。

2 掲載市町

平成 30(2018)年 10 月時点で整備済みの 7 か所 10 市町

3 その他の参考資料

厚労省 HP 掲載

「地域生活支援拠点等について（初版）」（厚労省、平成 30 年 3 月）

「地域生活支援拠点等の好事例集」（厚労省、平成 30 年 9 月）

（※厚労省 HP 内検索バーで「地域生活支援拠点等」と検索）



【目次】

	市町名（県政順）	整備類型	整備時期	掲載ページ
1	栃木市	面的	H28(2016)年 11月	1～17
2	佐野市	多機能+面的	H29(2017)年 4月	19～28
3	日光市	多機能	H29(2017)年 12月	29～39
4	小山市	多機能	H30(2018)年 10月	41～53
5	真岡市	面的	H30(2018)年 4月	55～66
6	大田原市	面的	H30(2018)年 4月	67～73
7	芳賀郡 （益子町・茂木町 ・市貝町・芳賀町）	面的 ※圏域で整備	H30(2018)年 4月	75～79

【事例の基本的構成】

※あくまで基本的な構成であり、事例ごとに様式や記載内容は異なります。

I 市町の概況

- ・人口、障害者手帳交付数、管内障害福祉サービス事業者数等

II 拠点等体制の概要

- ・整備時期、整備類型、備えている機能
- ・相談、コーディネート窓口
- ・緊急時受け入れ体制

III 設置に至るまでの経緯・スケジュール

- ・検討委員会の開催状況等
- ・設置に際しての補助金等の活用状況、予算等
- ・住民や事業所への周知方法

IV 実績

- ・現在までの登録・利用実績、関係者の研修等の実施状況等
- ・関係機関との連携状況
- ・課題

V 今後の方針

- ・必要な機能の充実・強化や今後整備したい機能等

VI その他の関連する取組、参考資料

栃木市地域生活支援拠点等体制の概要 ～栃木市くらしだいじネット～



栃木市マスコットキャラクターとち介

栃木市役所 保健福祉部 障がい福祉課
障がい児者相談支援センター係

1

I 栃木市の紹介



人口	161,836人
世帯数	65,068世帯
高齢化率	29.93%
身体障害者手帳所持数	5,922人
療育手帳所持数	1,463人
精神保健福祉手帳所持数	982人

(平成30年3月末現在)

2

栃木市の福祉サービス事業所数(平成30年7月1日現在)

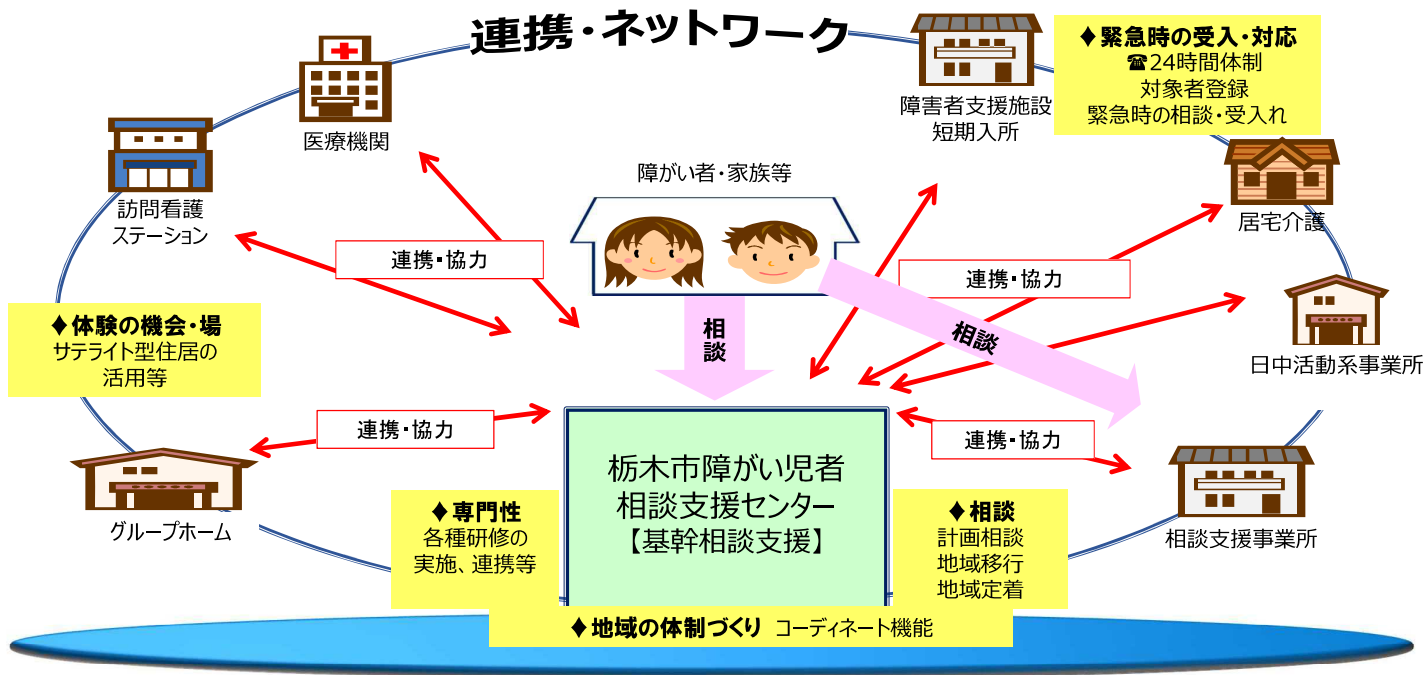
居宅介護	18	就労移行支援	4
重度訪問介護	14	就労継続支援(A型)	3
同行援護	10	就労継続支援(B型)	17
行動援護	3	就労定着支援	0
重度障害者等包括支援	0	児童発達支援	0
短期入所	11	放課後等デイサービス	12
生活介護	20	保育所等訪問支援	1
施設入所支援	5	障害児短期入所	1
自立生活援助	0	指定一般相談支援	4
グループホーム	8	指定障害児相談支援	10
自立訓練(機能訓練)	0	指定特定相談支援	21
自立訓練(生活訓練)	3		

Ⅱ ぐらしたいじネットの概要

- ◆ 設置時期 平成28年11月
- ◆ 整備類型 面的整備型
- ◆ 委託法人等 23法人
- ◆ 備えている機能
 - ・相談
 - ・体験の機会・場
 - ・緊急時の受け入れ対応
 - ・人材の確保・養成
 - ・地域の体制づくり



栃木市くらしだいじネット体制図



5

くらしだいじネットの5つの機能について

① 相談機能

相談支援事業所のバックアップ

市内21か所指定特定相談支援事業所ごとに担当の委託相談員を明確化し、バックアップすることで連携がスムーズに行えるようになった。

地域移行支援・地域定着支援研修会の開催

指定一般相談支援事業所を増加するため、指定特定相談支援事業所に対して研修会を実施。

② 体験の機会、場

住む家を探すシステムづくり(くらしWG)

目的：精神障がい者が家探しに困らないようにする

H28年度 ・ 自立支援協議会くらしWGメンバーが宅建協会へ訪問（24業者）

・ 宅建業者リストの作成

H29年度 ・ 宅建協会との意見交換会等の実施

6

《受け入れ体制》 【対応期間】 1週間以内

★措置制度や特例介護給付の活用、市単独予算付けによる実施

1.緊急短期入所(契約事業所 9か所)

- ① 利用実績のある事業所
- ② 一週間交代の輪番制の事業所を優先とする
(空きベッドがない場合は空きスペースも活用可)

※食費・光熱費は自己負担

2.緊急居宅介護(契約事業所 10か所)

- ① 利用実績のある事業所
- ② 利用者に近い事業所(地区分担)を優先とする

※委託法人の選定方法:意向調査にて契約希望の法人と契約を行った。

★駆けつけ応援

(委託契約事業所 31か所)

利用者の特性により、利用している事業所職員や担当の相談支援専門員による働きかけ等が有効と考えられる場合、事業所への同行、利用者宅での見守りなど慣れた職員に支援の協力を仰ぐ。

《受け入れ後支援体制》

緊急対応した職員は、支援開始後速やかに状況を報告し、今後の方針・主担当者を決定

◆ケア会議の開催

センターは、関係機関を招集し、迅速に今後の支援方針と役割分担を決定

《終結》

事業所による緊急時支援が終了した時点で終結。

- ◆ 終結後、継続した支援が必要で担当相談支援専門員がいない、又はバックアップが必要な場合はセンターで対応。

④専門的人材の確保、養成

研修会名	回数	対象
居宅介護事業所研修会	年3回	市内 居宅介護事業所職員
相談支援ネットワーク定例会	年6回	相談支援専門員
障がい児福祉サービス事業所連携会議	年3回	児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所職員

⑤地域の体制づくり

◆自立支援協議会を活用した検討

相談WGや医療的ケアGなどの自立支援協議会の会議を活用し、課題について検討

◆関係機関とのネットワーク作り

多機関協働による包括化推進会議や県の受理会議等への参加

◆とちぎシェアねっと運用事業

事業所の空き情報やデータの共有



11

Ⅲ設置に至るまでの経緯

平成27年度 厚労省地域生活支援拠点等整備推進モデル事業を実施

自立支援協議会内に準備委員会を設置し、相談支援担当者会議と連携し、地域の特性に合った整備方針を検討した。その結果、「緊急時の受入れ・対応」の機能を優先的に整備し、それ以外の機能についても段階的に検討を行うこととした。

障害者福祉幹事会（準備委員会）	相談支援担当者会議
構成員：団体代表、有識者、教育、医療等	構成員：相談支援専門員
7/3 <ul style="list-style-type: none"> ・準備委員会の設置 ・地域生活支援拠点の趣旨説明、意見交換 	8/20 <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点整備の説明
1/29 <ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業の報告・平成28年度整備計画の協議 	10/15 <ul style="list-style-type: none"> ・GW「こんな社会資源があるといい」
障がい者等支援担当者会議 構成員：サービス提供責任者、サービス管理責任者、当事者、相談支援専門員、相談Co、MSW、健康福祉センター、社協等	11/12 <ul style="list-style-type: none"> ・GW「緊急時のための資源について」
11/24 <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点の趣旨説明、意見交換 	1/21 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応を入れたサービス等利用計画 ・GW「ケースの緊急時をどう考える」
2/29 <ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業の報告・平成28年度整備計画の協議 	2/18 <ul style="list-style-type: none"> ・GW「ケースから緊急時を考える」

報告
提案

12

平成28年度 栃木県地域生活支援拠点体制整備事業を実施

自立支援協議会内に拠点WGを設置し、具体的な方法を検討し、11月より試行運用事業を実施。

日時	自立支援協議会		拠点WG	内容
	施策推進委員会	障がい者等支援担当者会議		
H28/4/21			第1回	・緊急時支援の流れ・登録制について
5/12		第1回		・緊急時支援の流れについて
5/27			第2回	・短期入所、居宅介護の実際の支援をイメージした検討について ・緊急時に必要な情報の整理について
6/15			第3回	・短期入所、居宅介護の実際の支援をイメージした検討について ・緊急時に必要な情報の整理について、専門性の向上について
7/6		第2回		・緊急時支援の課題・名称の検討について
7/19			第4回	・周知方法について、緊急時対応の想定事例を考える
8/10		第3回		・試行運用事業・周知方法・関係機関の役割について
9/9	第1回			・試行運用事業について
H29/1/12			第5回	・試行運用事業の報告・課題と今後の対応・登録制について
1/27		第4回		・試行運用事業の報告・課題と今後の対応について

施策推進委員会構成員：団体代表、有識者、教育、医療等

障がい者等支援担当者会議構成員：サービス提供責任者、サービス管理責任者、当事者、相談支援専門員、相談Co、MSW、健康福祉センター、社協等

拠点WG構成員：短期入所事業所サービス管理責任者、居宅介護事業所サービス提供責任者、相談支援専門員

研修会や視察研修の開催

	テーマ・講師	
H27. 9.18	上越市における地域生活支援拠点の整備について	講師 片桐公彦氏
H27.12.5	ひとまかせにしない！ みんなで考える地域生活支援拠点	講師 又村あおい氏
H27.12.16	地域生活支援拠点等の整備について	講師 福岡寿氏
H28. 6.28	自立支援協議会地域生活支援拠点視察研修	視察先 長野県上小圏域・北信圏域
H28. 9. 3	栃木市地域生活支援体制整備シンポジウム	
H29. 6.29	自立支援協議会医療的ケア先進地視察研修	視察先 東京都 社会福祉法人むそう

緊急時支援事業の周知方法（H28年度）

独自に作成したリーフレット
や広報とちぎ等で周知



民生委員
一般市民
障害者団体



福祉サービス事業所

事業所説明会（H28年8月）
相談員のための説明会（H28年9月）



障がい児者

相談支援専門員
福祉サービス事業所等から



これらの取り組みを経て、平成29年度よりくらしだいじネット緊急時支援事業が本格運用となった。

15

IV. 実績

くらしだいじネット登録者の状況（平成30年3月末現在）



(1)登録種別

登録種別	人数
A	174
B	11
C	2
合計	187

登録A
サービス等利用計画を作成している者
登録B
日中系の福祉サービスを利用している者
登録C
障がい福祉サービスを利用していない者

(2)年代別

年代	人数(%)
～10代	46 (24.6)
20代	48 (25.8)
30代	30 (16.0)
40代	26 (13.9)
50代	21 (11.2)
60代	15 (8.0)
70代	1 (0.5)
合計	187 (100)

(3)障がい種別

障がい種別	人数(%)
身体	23 (12.3)
身体・知的	30 (16.0)
精神	26 (13.9)
知的	105 (56.1)
知的・精神	1 (0.5)
手帳なし	2 (1.1)
合計	187 (100)

16

相談・対応状況（平成30年3月末現在）

H28.11月～H29.3月（試行運用事業）

◆相談件数 延7件（実人数 6人）

内訳 登録の有無（実人数）：登録有 0人、登録なし 6人、
障がい種別（実人数）：精神障がい3人、知的障がい2人、身体・知的障がい1人
相談者（延件数）：支援者5件、知人2件

◆緊急時対応 緊急短期入所 2件（家族関係の悪化等）
緊急対応なし 5件（安否確認、受診同行等）

相談時間は
夕方が多い
です。



H29.4月～H30.3月

◆相談件数 延べ20件（実人数 13人）

内訳 登録の有無（実人数）：登録者5人、未登録者8人、
障がい種別（実人数）：精神障がい7人、知的障がい4人、児童2人
相談者（延人数）：支援者5件、本人13件、介護者1件、行政（他課）1件

◆緊急時対応 緊急短期入所 5件（家族関係の悪化、虐待、見守りが必要な状態等）
緊急対応なし 15件（不安が強い、送迎、居場所がない等）

市内福祉サービス事業所との様々な連携

①緊急時支援試行運用事業アンケート（事業開始後約1か月半後）

試行運用事業の課題を明らかにし本格運用への事業改善に生かすことを目的として委託契約事業所を対象に実施。

	短期入所事業所	居宅介護事業所	駆けつけ応援事業所
職員への周知	全事業所が職員会議や資料の配布等様々な方法で実施。	連絡体制の整備や注意事項等を周知。	連絡体制やマニュアル作成等職員に周知。
対応の準備	宿直職員の工夫や連絡体制の整備、受け入れるための物品の準備、マニュアル作成等	マニュアルの作成や取り決めの実施	駆けつけ応援の可能性が高い利用者のリストアップ等
良かった点	緊急的事例は多く、他市町村からも実際に依頼を受け対応した経過もあるので広めていけると良い。	介護者に万が一が発生した場合に対応できる良い制度である。	・登録者を検討する中で改めてアセスメントや支援体制の振り返りができた。 ・現場スタッフの支援の意識・質の向上のきっかけとなった。
課題	・不特定の方を受け入れる感染症のリスク ・情報伝達の不安 ・夜間対応も含む職員手当の財源の確保 ・周知不足等	・情報伝達の不安 ・緊急時、障がい者自身が連絡できるかの不安 ・緊急時の素早い対応への不安等	・一般相談支援の指定促進の推進 ・駆けつけ応援の役割や具体的な動きが不明確 ・日頃、児童の短期入所の受入先が少ないため緊急時の受入の不安等

回答数：42/49か所力所、回答率：85.7%

②福祉サービス事業所を対象としたくらしだいじネット報告会の開催

(H28・29年度実施)

- ・登録状況・相談支援状況
- ・緊急時支援の検討の経過及び振り返りや課題や今後の方向性等

③緊急時の視点を入れたケア会議の実施 (H28.11～12月)

市内特定相談事業所ごとにリスクの高い(登録者、登録が想定されるケース等)利用者1名を選定し、ケア会議を実施する。終了後、今後の課題について意見交換を行う。

④くらしだいじネット緊急時支援登録者のケア会議 (H30. 3月～)

登録している障がい児者であっても緊急時、本人の障がい特性などにより支援を提供することが困難と予想されるケースについて緊急事態が起きた際に円滑に支援できるようセンターも参加しケア会議を行う。

対象者:①18歳未満児 ②医療的ケア児者 ③その他支援の提供が困難な者など

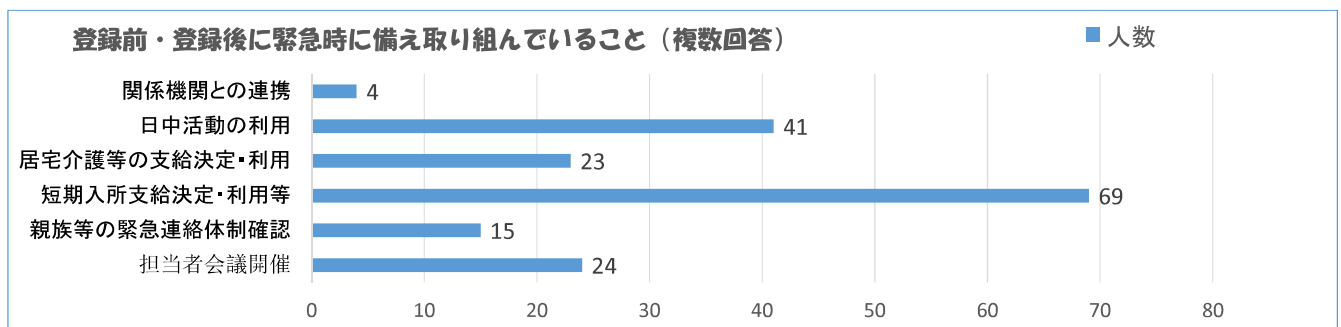
19

⑤緊急時支援登録者チェック (H29. 7～8月実施)

目的 緊急時に備えた平時の支援を充実させる

対象 H28.11月～H29.7月に登録した全利用者(154人)

回答者 相談支援専門員が回答(回答率88.3% 136人如状況を回答)



⑥短期入所事業所検討会

第1回(H29年12月13日)

内容:情報交換・障がい特性における対応方法や体調不良時の対応方法等について検討

第2回(H30年 2月22日)

内容:事業所における緊急時支援の取り組み発表・困難事例の対応について検討

20

課題

障がい児や医療的ケアがある障がい児者への支援体制

個々のケースに普段からチームで支援する体制を整えるほか、栃木市としての支援体制を自立支援協議会を活用し、検討していく。

相談支援専門員の質の向上

緊急時のリスクを減らし、将来の生活のあり様も含めたサービス等利用計画の作成や質の高い相談支援ができる相談支援専門員のさらなる質の向上が必要

人材育成

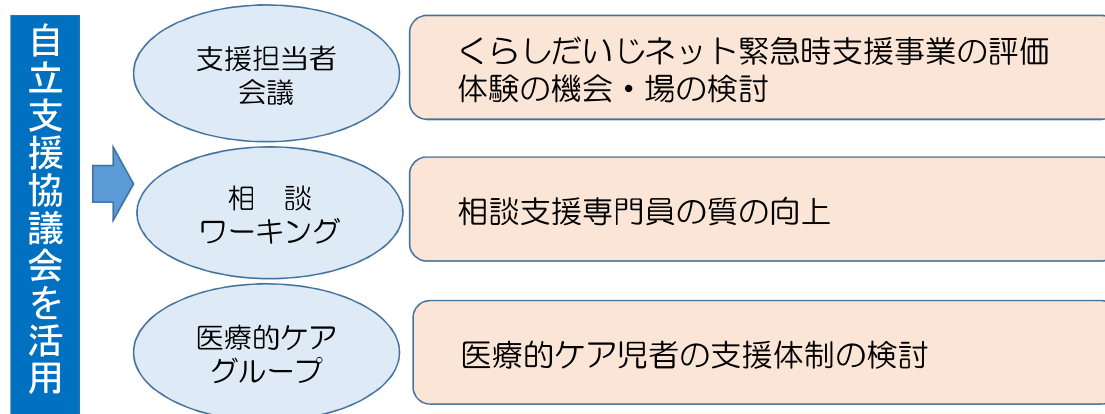
様々な研修会等を継続して実施していくことにより、専門的な対応を行うことのできる人材の育成が必要

最後に・・・
 今後もPDCAサイクルを回し、各関係機関と連携しながら地域が一体となり、安心して暮らしていける地域づくりを進めていきたいと思ひます。

21

IV. 今後の方針

緊急時支援事業に取り組むことで他の4つの機能の整備にもつながっているが、今後も引き続き、自立支援協議会を活用しながら、緊急時支援事業の充実を図るとともに、「体験の機会・場」の機能についても整備をすすめる。



22

栃木市くらしだいじネット緊急時支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、地域で生活する障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）に、緊急時に、障がい福祉サービス事業者等と連携して栃木市くらしだいじネット緊急時支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、障がい者等及びその家族が地域で安心して生活できるよう支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）において使用する用語の例による。

2 この告示において「緊急時」とは、障がい者等の介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により、居宅で生活することができない場合に、支援が当日又は翌日に必要なときをいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、栃木市とする。ただし、事業の運営の一部を指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設その他の事業者で、適正な運営が確保できると認められるものに委託して実施するものとする。

(事業内容)

第4条 栃木市障がい児者相談支援センター（以下「センター」という。）は、事業の利用登録を行った障がい者等、その介護者、相談支援専門員等

からの緊急時の支援に係る通報及び相談を受け付けるものとする。

2 センターは、前項の通報及び相談があったときは、速やかに状況を調査確認し、次に掲げる支援の方法のうち適当と認める支援を行うものとする。

- (1) 緊急短期入所 短期入所を行う。
- (2) 緊急居宅介護 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、又は行動援護を行う。
- (3) 駆けつけ応援 障がい者等の居宅へ訪問して相談支援等を行う。

3 前項の支援の期間は、原則として1週間以内とする。

(利用登録)

第5条 事業を利用する者（以下「利用者」という。）は、利用登録を行うものとする。

2 前項の利用登録の要件は、市内に住所を有する障がい者等で、緊急時の支援を要するものとする。

(利用登録の届出)

第6条 事業を利用しようとする者は、利用登録届（別記様式第1号）に現況調書を添えて、市長に提出するものとする。この場合において、障害福祉サービス又は障害児通所支援を利用していない者は、現況調書の添付を要しない。

2 前項の届出は、この事業の円滑な利用を促進するためのもので、登録のない者の緊急時の支援を行うことを妨げるものではない。

(利用登録の変更)

第7条 利用者は、登録された事項に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、登録事項変更（廃止）届（別記様式第2号）を市長に提出するものとする。

(登録情報の提供)

第8条 登録された利用者の情報は、市が管理し、緊急時に第4条第2項に規定する支援（以下「緊急時支援」という。）を行う事業の運営の一部を受託した事業者（以下「受託事業者」という。）に提供するものとする。

(利用者負担)

第9条 利用者は、事業を利用したときは、食費、光熱水費等の実費を負担するものとし、緊急時支援を行った受託事業者に支払うものとする。

(委託料)

第10条 市長は、委託により緊急時支援を行った受託事業者に対し、別表に定めるところにより、委託料を支払うものとする。

(受託事業者の責務)

第11条 受託事業者は、障がい者等の人格を尊重してその業務を行うとともに、正当な理由なく業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(実績報告書)

第12条 委託により緊急時支援を行った受託事業者は、緊急時支援の終了後、速やかに実績記録票、実績集計票及び経過記録票を提出しなければならない。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

<p>緊急短期入所</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）に定める短期入所サービス費の該当するサービス費の区分6の単位数に、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）に定める市の区域の単価（以下「地域区分割合」という。）を乗じて得た額</p>
<p>緊急居宅介護</p>	<p>報酬告示に定める重度障害者等包括支援サービス費に係る厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数（平成18年厚生労働省告示第552号）に定める単位数に地域区分割合を乗じて得た額</p>
<p>駆けつけ応援</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）に定める地域定着支援サービス費の緊急時支援費の単位数に地域区分割合を乗じて得た額</p>

別記様式第1号（第6条関係）

利用登録届

年 月 日

（宛先）栃木市長

栃木市くらしだいじネット緊急時支援事業を利用したいので届け出ます。なお、届出に当たり、緊急時の対応を円滑に行うため、登録した情報を支援者に提供することについて同意します。

ふりがな		性別	生年月日	年 月 日
氏名	㊞	男・女	電話番号	()
住所	栃木市			
障がい種別	身体・知的・精神 (級) ・その他 ()			
相談支援事業所	有・無	事業所		
福祉サービス	有・無	事業所	(複数可)	
緊急連絡先①	氏名		電話番号	()
	住所		続柄	
緊急連絡先②	氏名		電話番号	()
	住所		続柄	

※代理人が届け出る場合、代理人は、以下に署名押印してください。

(代理人)

氏名 _____ ㊞ _____ 届出者との関係 _____

住所 _____ 電話番号 () _____

別記様式第 2 号（第 7 条関係）

※登録番号	
-------	--

登録変更（廃止）届

年 月 日

（宛先）栃木市長

栃木市くらしだいじネットの登録を ^{変更} _{廃止} しますので、次のとおり届け出ます。

届出者	住所	
	氏名	
	電話番号	
	登録者との関係	
届出事項	登録者名	
	<input type="checkbox"/> 1 変更 <input type="checkbox"/> 利用者住所 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 福祉サービス事業所 <input type="checkbox"/> その他 内容	
	<input type="checkbox"/> 2 廃止 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

（注）該当する□に印をつけた上、内容を詳しく記入してください。

佐野市

地域生活支援拠点等体制の概要



佐野市障がい福祉課 障がい福祉係

I 佐野市の概況

- 人口（H30年9月現在）
119,145人
- 障害者手帳交付状況
（H30年4月1日現在）



佐野ブランドキャラクターさのまる
©佐野市

身体障害者手帳所持数	3,641人
療育手帳所持数	1,028人
精神保健福祉手帳所持数	931人



佐野市の福祉サービス事業所数(30年7月1日現在)

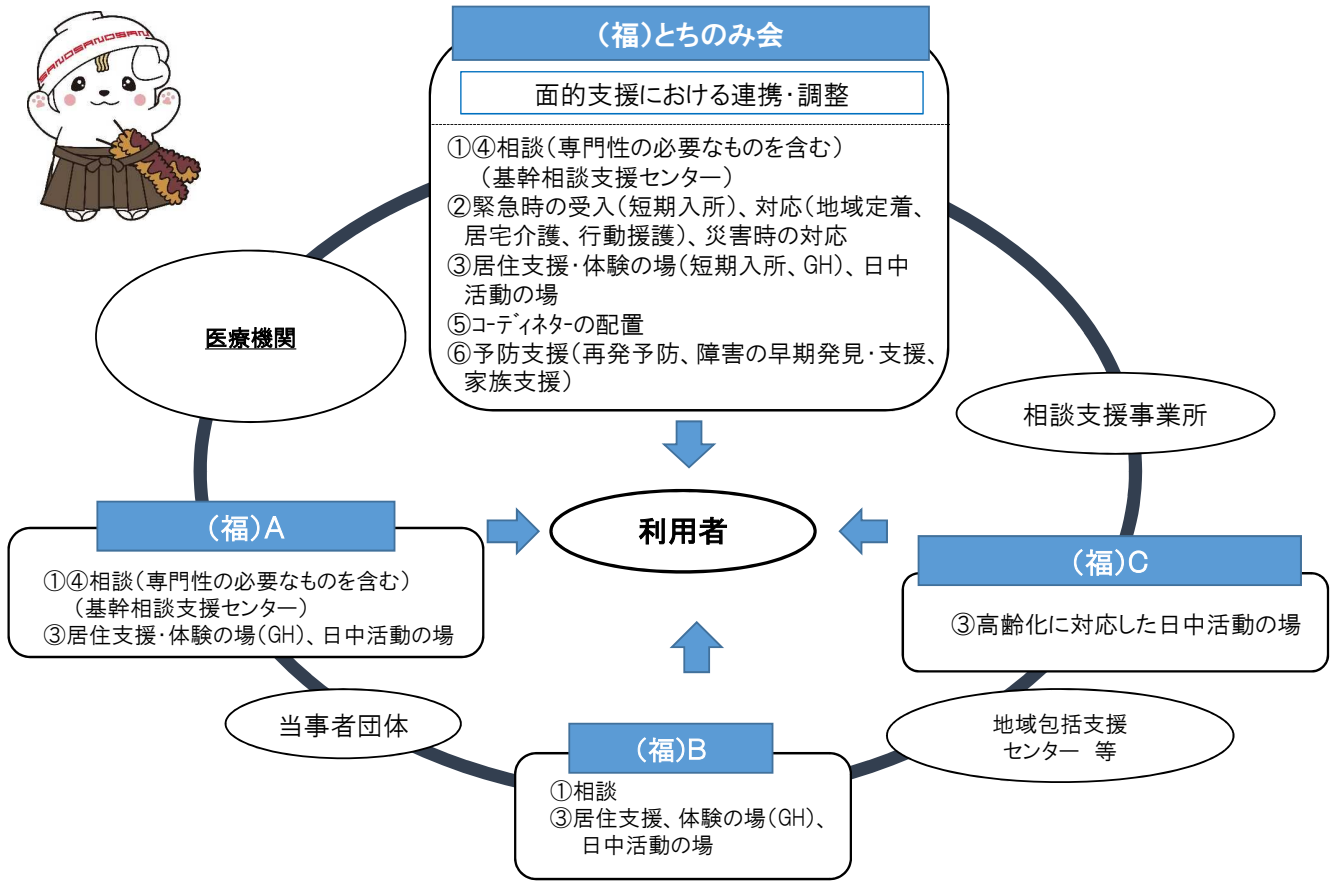
居宅介護	13	就労移行支援	4
重度訪問介護	10	就労継続支援(A型)	3
同行援護	3	就労継続支援(B型)	8
行動援護	2	就労定着支援	0
重度障害者等包括支援	1	児童発達支援	9
短期入所	4	放課後等デイサービス	10
生活介護	6	保育所等訪問支援	1
施設入所支援	1	障害児短期入所	0
自立生活援助	0	指定一般相談支援	2
グループホーム	16	指定障害児相談支援	5
自立訓練(機能訓練)	0	指定特定相談支援	7
自立訓練(生活訓練)	1		

Ⅱ 拠点等体制の概要

- 設置時期:平成29年4月1日
- 整備類型:多機能拠点+面的整備
- 委託法人等:社会福祉法人とちのみ会
- 備えている機能
 - ①相談
 - ②緊急時の受入れ・対応
 - ③体験の機会・場
 - ④人材の確保・養成
 - ⑤地域の体制づくり
 - ⑥予防支援



佐野市地域生活支援拠点等体制図



相談・コーディネート窓口

- 相談: 平日日中 担当相談支援専門員
相談支援センターみどり

夜間休日 相談支援センターみどり
1名体制(相談支援専門員1名)

- コーディネート機能: 相談支援センターみどり



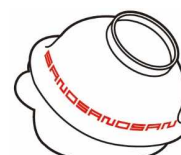
コーディネート機能の詳細

- 相談支援センターみどり(24時間365日対応)
相談支援専門員が携帯電話を持ち、夜間にも対応する。
- 相談記録の作成
相談の聞き取りシートを作成する。
- 必要があれば支援方法を検討し、対応する。
短期入所 居宅介護 駆けつけ対応



緊急時受入れの内容

- 対象者
 - 介護者が病気等のやむを得ない理由により急に介護できなくなった方
 - 原則として事前登録制
- 受入れ事業所
 - 短期入所を行う2事業所
- 実施方法
 - 短期入所を利用しての実施
- 利用期間
 - 原則として1週間以内



Ⅲ 設置経緯・スケジュール

①検討委員会の設置(H27年8月)

- ・自立支援協議会専門部会 メンバー
障害者関係団体4名・サービス事業所4名・行政機関
- ・とちのみ会準備委員会 メンバー
医療機関3名・教育機関1名・地域委員5名・事業所11名

②ヒアリング・アンケート調査実施

対象: 関係団体等

③講演会・シンポジウムの開催

H28.8.28(日)に午前の部・午後の部に分けて開催



検討にあたって特に重点を置いたこと

- ・相談支援体制の整備
24時間365日の相談の確保
- ・緊急時対応の整備
受入体制の確保
短期入所満床時の受入方法
緊急支援対象者の抽出



①検討の経過

日時	自立支援協議会専門部会	とちのみ会準備委員会	内容
H27.8.19		第1回	地域生活支援拠点等整備推進モデル事業の説明
9.29	第1回		地域生活支援拠点について意見交換
10.7		第2回	地域生活支援拠点について意見交換
10.14	第2回		地域生活支援所点に求められる機能について整理
11.10	第3回		とちのみ会の整備計画の検討 求められる機能についてまとめる
11.13		第3回	とちのみ会の整備計画・求められる機能について意見交換
12.21		第4回	整備計画の方向性・具体的内容を示す
H28.1.14	第4回		整備計画の方向性・具体的内容を示す

②関係団体からのヒアリング・アンケートより抜粋

- いつでも相談できるところがほしい
- 必要時、預けられるところの情報を集めて知らせてほしい
- 24時間365日の相談支援に期待したい
- 24時間誰でも対応してくれるサポート体制
- ヘルパーさんの質の向上
- 強度行動障がいに対する理解と学習の強化
- 医療ケアのできるところの充実
- 福祉の仕事をしている人に対して、知識が得られるよう勉強会を開いてほしい

③先進地視察

視察1：長野県中野市

のぞみの郷高社、総合安心センターはるかぜ

所長 野口直樹氏

内容 総合安心センターはるかぜについて

視察2：新潟県上越市

社会福祉法人みんなでいきる

副理事長 片桐公彦氏

内容 地域生活支援拠点について



④講演会・シンポジウムの開催 (午前の部・午後の部に分けて実施)

○午前の部(一般市民向け 参加者143人)

- ・講演「障がいのある子どもと大人が住み慣れた地域でくらししていくための6つの機能と支援」

○午後の部(関係者向け 参加者258人)

- ・講演「フロム浅沼を拠点とした体制整備と関係機関、事業所が連携してつくる面的整備」

・シンポジウム「相談機能と地域の体制強化と充実」

パネリスト：精神科医師、小児科医師、事業所施設長
委託法人統括施設長、障がい福祉課長

地域生活支援拠点の取組(H29年度)

○広報・周知・研修会

- 5月 町会長連合会総会にて事業説明
民生委員児童委員協議会総会にて事業説明
- 6月 市内事業所向け事業説明研修会開催
フロム浅沼内覧会にて事業説明
- 9月 発達障害児・者の家族会にて研修会開催
- 10月 民生委員児童委員協議会障がい部会にて研修
- 2月 市内ケアマネ研修会にて事業説明
- 3月 強度行動障害地域向け研修会開催
介護保険事業所説明会にて事業説明

IV 実績(H30年3月31日現在)

登録者の状況

16名(登録済)+6名(要登録者) 計22名

内訳 性別:男性15名 女性7名

障がい:知的20名 身体1名 重複(重心)1名

※今後、サービスに繋がっていないケースについては本人及び家族の状況を確認し、必要に応じて登録を勧める予定です。

対応状況（H29年度）

対応延べ総数 24件

内訳）性別：男性18件 女性6件

障がい：知的17件 身体3件 精神4件

登録有無：登録有7件 登録無17件

緊急対応に関する入電先は、事業所が9件で約38%、家族が7件で約30%、関係機関は3件で約13%で全体の80%を占めた。

登録有は3件で約30%であり、登録無が大部分を占めた。

障害福祉サービス利用となったケースは12件で50%となった。

特例介護給付費にて短期入所を利用したケースもあった。

課題及び今後の方針

・面的整備の充実

面的整備を充実させるため、他法人、他事業所と定期的な情報交換の場を設ける。

・拠点事業の更なる周知の徹底

市民、他事業所、医療機関（総合病院、精神科、開業医）への更なる周知及び連携の機会を増やす。

・地域資源の充実

行動障がいの方、医療的ケアを必要とする方の受入れ先の確保が必要

V その他関連する取組・参考資料

フロム浅沼 リーフレット 表

こんな時...

独りでどこかに行ってしまうAさん、ひとり親のお母さんが突然入院になってしまった。こんな時...

こんな時、どこを頼ればいいの...?

障がいのある子を持つ私も高齢になってきて心配...!?

アパート暮らししてみたいなあ...

私がいなくなったら、障がいのあるこの子は、どうなるのだろう?

こんな時は、相談内容に応じて訪問して、状況確認し、関係機関につなげます。

登録について

緊急時等の相談や対応を円滑に行うために登録が必要となります。佐野市にお住まいの障がいのある方が対象です。

**拠点事業についての
お問合せ**

フロム浅沼地域生活支援拠点事業所

tel:0283-24-5759
fax:0283-24-5333

佐野市障がい福祉課
tel:0283-20-3025

この街で安心して暮らすために

地域生活支援拠点事業

とちのみ会

フロム浅沼 リーフレット 裏



日光市

地域生活支援拠点等体制の概要



日光市 健康福祉部
社会福祉課 障がい福祉係

I 日光市の概況

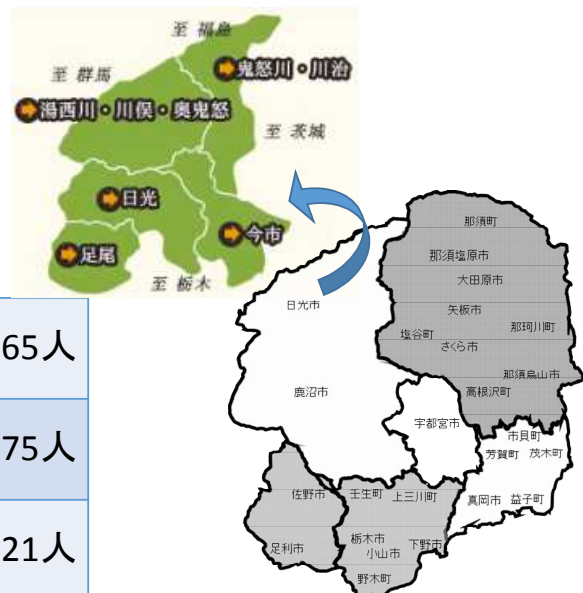
- 人口・世帯数(平成30(2018)年10月1日現在)

- ・総人口 82,839人
- ・世帯数 36,524世帯
- (男性 40,400人)
- (女性 42,439人)

- ・障害者手帳交付状況

(平成30(2018)年4月1日現在)

身体障害者手帳所持数	3,865人
療育手帳所持数	775人
精神保健福祉手帳所持数	521人



日光市の福祉サービス事業所数(平成30(2018)年7月1日現在)

居宅介護	10	就労移行支援	1
重度訪問介護	5	就労継続支援(A型)	2
同行援護	6	就労継続支援(B型)	12
行動援護	0	就労定着支援	0
重度障害者等包括支援	0	児童発達支援	3
短期入所	8	放課後等デイサービス	7
生活介護	10	保育所等訪問支援	1
施設入所支援	3	障害児短期入所	0
自立生活援助	0	指定一般相談支援	2
グループホーム	9	指定障害児相談支援	7
自立訓練(機能訓練)	0	指定特定相談支援	7
自立訓練(生活訓練)	0		

Ⅱ 拠点等体制の概要

- ・設置時期:平成29年12月
- ・整備類型:多機能拠点整備型
- ・委託法人等:社会福祉法人すぎなみき会
- ・現在備えている機能
 - ①相談
 - ②緊急時の受入れ・対応
- ・今後、順次導入を検討している機能
 - ③体験の機会・場
 - ④人材の確保・養成
 - ⑤地域の体制づくり

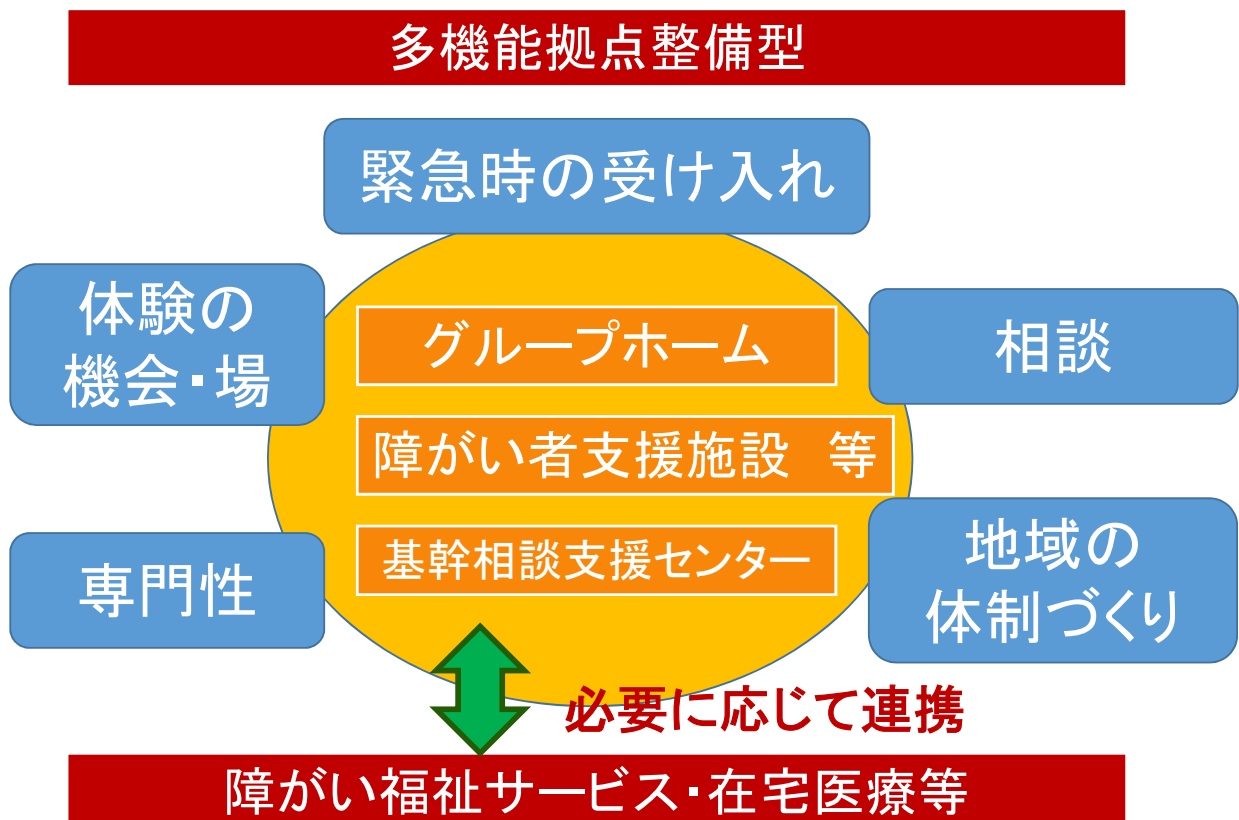
①相談

- 障がいのある方が、高齢化や重度化によって現状の生活維持が困難になり、親亡き後も引き続き住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、「地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネートや緊急時の受け入れ等」に対応できる体制を備えている。

②緊急時の受け入れ・対応

- 介護者の急な体調不良や冠婚葬祭等の場合に備え、「緊急受け入れや関係機関との連絡調整等の必要な対応」を行う機能を備えている。

日光市地域生活支援拠点等体制図



相談窓口・コーディネート機能について

【相談窓口】

社会福祉法人すぎなみき会

障害児者計画相談支援センターこうろく

- ・平日日中 : 3名体制(うち相談支援専門員2名)
- ・夜間休日 : 1名体制(うち相談支援専門員1名)

【コーディネート機能】

社会福祉法人すぎなみき会

障害児者計画相談支援センターこうろく

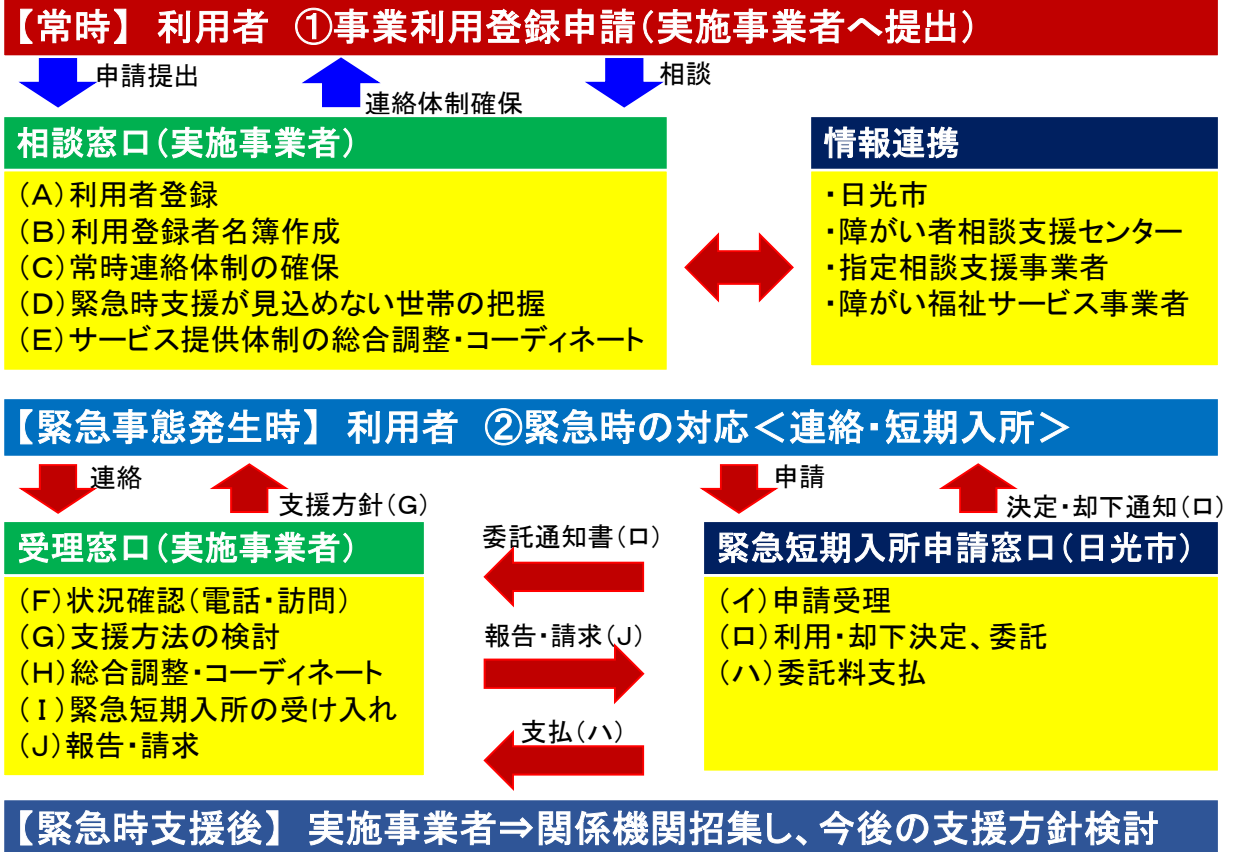
日光市地域生活支援拠点における「緊急時の定義」

★緊急時とは・・・

- ・介護を行う者が疾病にかかっていることや、その他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前日または当日に連絡があった場合とする。

緊急時対応の判断は日光市が決定する。

日光市地域生活支援拠点緊急時支援 フロー図



Ⅲ 設置経緯・スケジュール

時期	内容
平成28年3月	社会福祉法人すぎなみき会より、新たに多機能型の施設を整備するなかで、拠点機能を実施する意向が示される。
平成28年5月	日光市障がい者自立支援協議会で、「①平成29年度末までに「多機能型」で拠点を整備すること」及び「②すぎなみき会が中心的役割を担うこと」について承認を得る。
平成28年8月	日光市障がい者自立支援協議会で地域生活支援拠点の機能について、整理・協議を実施。
平成29年10月	日光市障がい者自立支援協議会で、拠点機能のうち、平成29年12月から「①相談」、「②緊急時の受け入れ・対応」の開始を報告。
平成29年12月	社会福祉法人すぎなみき会が「すぎなみきタウン」を開設。

設置に際しての補助金等の活用状況

- ・日光市障がい福祉サービス施設等整備補助金
@8,000,000円【平成30年2月交付】



IV 実績(平成30年10月現在)

登録者の状況

- ・緊急短期入所 登録者数 26名
年 齢 内 訳 20歳～40歳 : 14名
40歳以上 : 2名
児 童 : 10名
- ・利用実績 : 0名。
- ・利用の可能性がありとして連絡相談を受けた者 : 2名。
- ・内容に関する問い合わせに対し、随時対応実施。

事業所及び住民への周知方法

日光市による広報にっこう記事掲載周知
マスメディアによる新聞記事掲載 等

実施事業者による説明会・研修会の開催

・他事業所、保護者会、学校、地域住民等の団体に向けて
見学説明会を開催(個人利用希望者等向けを除く)

平成29年12月～ 4月:13件

平成30年 5月～10月:13件 合計26件

・ペアレントトレーニング

開催状況:全3回のプログラム構成

参加対象:発達に偏りがある育児に悩む保護者
(地域在住であること)。

課題 「日光市障がい者計画(第2期計画)H29～H32年度」で実施したアンケート・ヒアリング調査から見える課題) ～H28.8.29 第2回自立支援協議会資料から～

障がい者・支援者	事業者・関係団体	行政(第1期計画の課題)
差別や偏見、疎外感を感じている	相談支援についての情報交換の場	「障がい」の知識・意識の啓発
相談できる場所、相談支援体制の充実を求めている	地域住民との交流の場	相談支援体制の充実
地域との付き合いが希薄化している	高齢化に伴う医療的ケア	障がいの有無を問わず、日常的に交流できる場の確保
支援者の負担が大きい	障がい児への支援・連携	緊急時・災害時の支援体制整備
「親亡き後」の経済的支援・自立生活への不安	緊急時・災害時に対応できるシステム	重度障がい児への支援体制、人材確保と施設整備
働ける場所、収入が少ない	安定的な人材確保・人材育成	障がい児の就学前から卒業後までの継続的な支援体制
	事業者の不足	

V 今後の方針

- ・平成31(2019)年度に導入を検討している機能

③体験の機会・場

親亡き後に備え、入所施設や自宅で暮らす障がいのある方の自立生活を推進するため、グループホーム等の体験の機会や場の提供を実施予定。

VI その他関連する取組・参考資料

- ・日光市地域生活支援拠点施設情報

※周知パンフレット、周知広報にっこう掲載記事について
「別ファイル資料」参照

社会福祉法人すぎなみき会

すぎなみきタウン

地域生活支援拠点施設

子どもも 大人も お歳よりも
障がいのある人も ない人も
誰もが 気がるに たちよれる
そんな場所です。



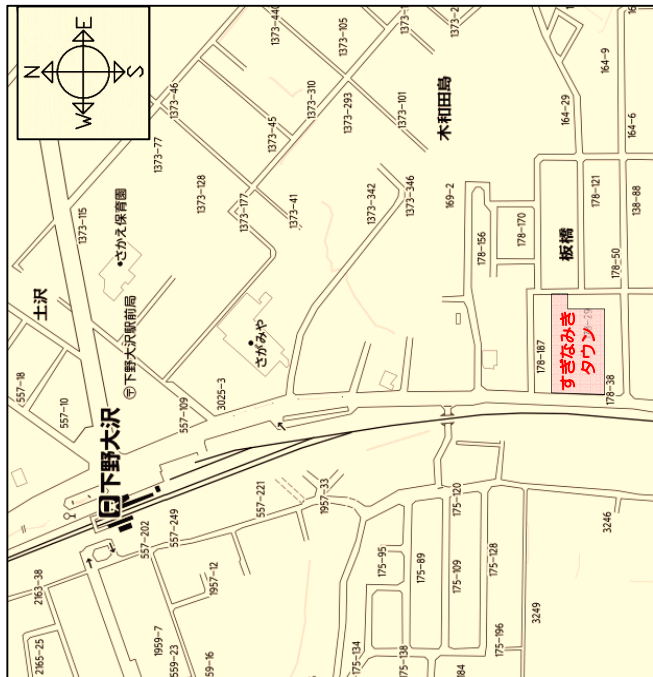
すぎなみきタウン ☎ 0288-25-3294



〒321-1102
栃木県日光市板橋178-29
Tel : 0288-25-3294 Fax : 0288-25-7294
E-mail : sugigaku@hyper.ocn.ne.jp
HP : https://www.suginamikikai.jp/



社会福祉法人 すぎなみき会
すぎなみきタウン



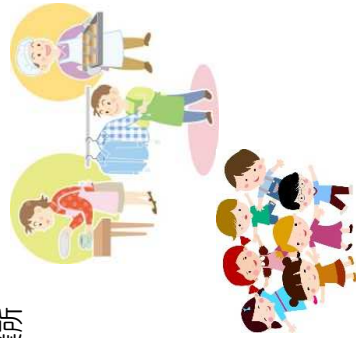
《地域生活支援拠点施設とは》

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に沿って、地域で障害者やその家族が安心して生活するため、相談受け付け、緊急時受け入れ、体験の機会、人材の確保・育成、地域の体制づくり等を実施する施設です。

すぎなみきタウンでは、障害のある人の住まいであるグループホームと障害のある人の相談支援を中心に拠点事業を行います。緊急時受け入れについては、日光市より『日光市地域生活支援拠点緊急時支援事業』の委託を受け実施します。また施設内に『企業主導型保育園みらいのき』を設置し、主に職員の子供を預かり、職員が結婚、出産を経ても働き慣れた職場にスムーズに復帰できる環境を設け、職員の職場定着、人材の確保に繋がります。

《実施事業》

- 1 見麓ひかり
 - (1) グループホーム ※包括型
定員…1ユニット6名×2ユニット=12名
 - (2) 短期入所 ※併設型
定員…1ユニット4名×2ユニット= 8名
- 2 みどりのき ※主たる事業所
 - (1) 生活介護
定員…15名
 - (2) 就労継続支援B型
定員…10名
 - (3) 短期入所 ※単独型
定員…3名
 - (4) 放課後等デイサービス
定員…10名
 - (5) 日中一時支援
定員…10名
- 3 障害児者計画相談支援センターこうろく
 - (1) 一般相談支援
 - (2) 特定相談支援
 - (3) 障害児相談支援



- 4 みらいのき
 - (1) 企業主導型保育事業
 - (2) ふれあいホール
 - (1) 地域交流スペース
- 6 その他
 - (1) 日光市地域生活支援拠点緊急時支援事業受託
 - (7) 緊急短期入所及び相談支援

●グループホーム



●生活介護



●放課後等デイサービス



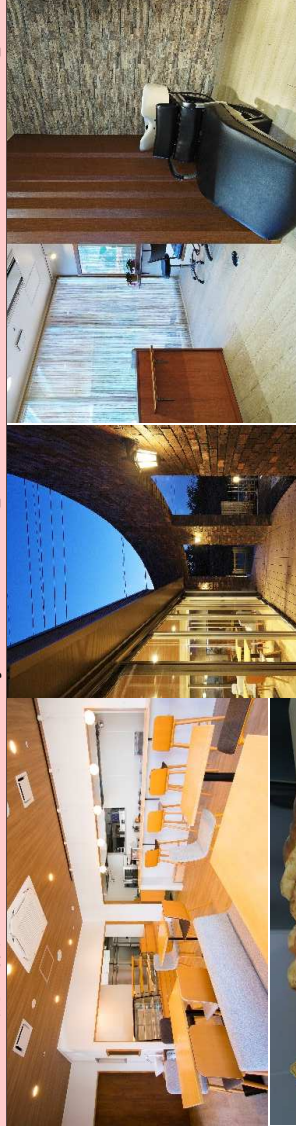
●企業主導型保育園 みらいのき



●ふれあいホール ※地域交流スペース



●就労継続支援B型【Coffee & Bakery「Carrefour」※カルフォル / Hairsalon「nico2」※にここ】



●相談支援センター
☎ 0288-25-6294



知ってほしいな！

障がい者施設のこと

「障がいのある人もない人も」子どもから高齢者まで「気軽に集える場所」として、12月に「すぎなみきタウン」がオープンしました。

くわしくは 社会福祉課 障がい福祉係 ☎(21)5174



①⑤パン工房でひとつずつ手作り ②誰でも利用できるの美容室 ③企業主導型保育事業 ④日中一時支援事業 ⑥⑦併設のカフェでおいしいパンと共にティータイムを

どんな支援をする施設なの？

すぎなみきタウンは、障がいのある人の住まいであるグループホームや、さまざまな悩みに対応する相談支援を中心にして、障がいのある方が充実した生活を送れるよう、就労支援や生産活動、余暇活動を行っています。併設する「パン工房」「カフェ」「美容室」では、障がいのある方が職員と一緒に働きながら、商品の製造やサービスを行います。また、障がいのある方が一時的に宿泊する短期入所や宿泊体験、宿泊訓練を行う他、子どもの発達に悩みを抱える子育て世代の父親、母親を対象にした研修会(ペアレント・トレーニング)なども行います。

この施設は災害の際には障がいのある人の避難場所となるため、耐震性能が強化されています。

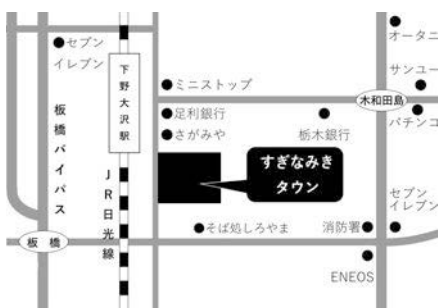
誰でも利用できるの？

建物正面の開放感あふれる「ふれあいホール」は、会議に使用したり園児や児童生徒の作品展示を行ったり、地域の交流・憩いの場として利用できます。

また、女性職員の職場復帰を支援する「企業主導型保育事業」は、職員の他、将来的には地域で保育が必要な方の受け入れもを行います。

市としての取り組み

市は、障がいのある方が、これから先の高齢化や重度化、さらには「親亡き後」を迎えても、引き続き住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援を行います。その中で、「すぎなみきタウン」を地域生活支援の拠点として、在宅で生活する障がいのある方が、急に支援が必要になった場合の相談や、一時的に生活できる緊急短期入所を実施します。



●すぎなみきタウンのご案内

ところ…板橋 178 番地 29 ☎ 25-3294 (代表)

営業時間(パン工房、カフェ)…火曜日～土曜日(午前9時～午後4時)

